

接続料の算定等に関する研究会（第85回） モバイル接続料の検証について

2024年5月20日
ソフトバンク株式会社

1. 接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

- 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い
- 今後の検証について
- 今後のデータ接続料算定における当社の考え

2. 適正性確保、精緻化に向けた各論点に対する当社考え

1. 接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

- 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い
- 今後の検証について
- 今後のデータ接続料算定における当社の考え

2. 適正性確保、精緻化に向けた各論点に対する当社考え

論点①

現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

当社考え

音声・データ共に接続料原価、及び需要から5G（SA方式）に係るものは除外
（現時点におけるMVNOとの利用実態との整合性を確保）

構成員限り

1-2. 今後の検証について

論点②

データ接続料に関し、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定する場合の試算は可能か

当社考え

- ・ 2024年2月の予測接続料（FY24～FY26）届出時に、一体として算定した接続料を任意で総務省殿に提示済
- ・ 追加での試算は、今年度接続料算定作業もあることから困難

構成員限り

論点③

データ接続料に関し、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定することが適当か

当社考え

- SA方式における大容量サービスは、NSA方式のサービス（スマホ利用等）の延長線上と位置付けられることから、一体算定も一定の合理性あり
- また、一体算定とすれば、SA方式への移行が進んだ場合も、接続料水準が平準化されることから、MVNOへの影響も軽微となると想定
- 費用配賦見直しの激変緩和措置がFY24・25適用接続料にて行われること、及び現時点において当該機能の開放時期がFY26以降と想定されることを踏まえれば、一体算定とする場合の適用開始時期は、早くともFY26適用接続料からとすることが適当
- なお、「大容量」以外のSA方式独自のサービス（「多接続」「低遅延」等）の接続料の在り方については、当該サービスの提供状況や実現方法を踏まえ、改めて検討すべき

1. 接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

- 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い
- 今後の検証について
- 今後のデータ接続料算定における当社の考え

2. 適正性確保、精緻化に向けた各論点に対する当社考え

2-2.原価の適性性確保に向けた論点

当該論点に対する当社の考えは以下の通りです。

論点	当社考え
◆ 今回届出のあった接続料は、2022年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、費用配賦見直しは未適用であることから、ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関しては、費用配賦見直しが適用される次回届出の際に、改めて検証することが適当ではないか。	● 各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて、検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたいと思います。
◆ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。	● 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式第17の4の10にてご報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考えです。

2-3. 利潤精緻化に向けた論点

当該論点に対する当社の考えは以下の通りです。

論点	当社考え
◆「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。	●「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ないものと考えます。
◆正味固定資産価額比の算出については、費用配賦見直しが適用される次回届出の際に、改めて検証することが適当ではないか	●各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて、検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたいと思います。

2-4. 需要の適正性確保に向けた論点

当該論点に対する当社の考えは以下の通りです。

論点	当社考え
◆ 各社の設備運用方針について、MVNOによる冗長設備の利用が可能である旨の記述があることは確認されたが、MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていることを踏まえれば、MVNOが要望する冗長構成（大規模災害時等用に東京・大阪で拠点間冗長を組む）が利用可能なか等について、MNOからMVNOに対し情報提供することが適当ではないか。	● MVNOが要望する冗長構成（大規模災害時等用に東京・大阪で拠点間冗長を組む）は、利用可能な状態であり、当該情報提供を実施すべく準備を進める考えです。
◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。	● 第84回接続料算定研究会（2024年5月10日）資料84-1において、総務省殿から「恣意的な運用はされていないと考えられる」と評価されているとおり、当社はこれまでも恣意的な運用は実施しておらず、今後も同様に対応していく考えです。
◆ 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。	● 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」（MVNOガイドラインp.21）、すなわち現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保されるものと考えます。 ● 設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではないと考えます。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべきと考えます。